

取り組みませんか！

リフトを使って腰痛STOP

厚生労働省は、19年振りに「職場における腰痛予防対策指針」を改定しました。

厚生労働省の腰痛予防対策(リフト活用)

職場における腰痛予防対策指針

厚生労働省は、19年振りに「職場における腰痛予防対策指針」を改定しました。旧指針は「重症心身障害児施設等における介護作業」で肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等における介護を対象としていましたが、介護保険の導入(平成12年)以後の社会福祉施設を含む保健衛生業の腰痛大幅増のため対象について、社会福祉施設や医療機関、訪問介護・看護、特別支援学校を追加し、「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に拡大しました。

【福祉・医療分野等における介護・看護作業】

移乗介助、入浴介助及び排泄介助における対象者の抱上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、**全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的に使用すること**とし、原則として人力による人の抱上げは行わせないこと。また、対象者が座位保持できる場合にはスライディングボード等の使用、立位保持できる場合にはスタンディングマシーン等の使用を含めて検討し、対象者に適した方法で移乗介助を行わせること。

人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース

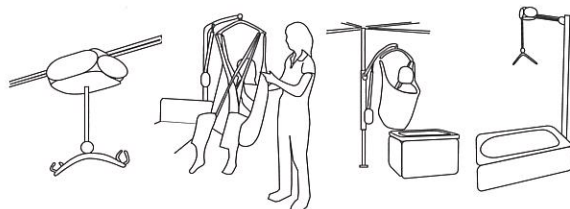
介護事業主が介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが介護労働者の雇用管理の改善につながるとともに、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の効果が見込まれることで助成対象になります。

助成内容

機器導入助成	介護福祉機器の導入費用の1/4(上限150万円)
目標達成助成	導入費用の20%、 生産性要件を満たした場合は、プラス15%、(いずれも上限150万円)

介護・看護作業等の人力による
人の抱え上げ作業は腰部に大きな負荷を与えます。

介護・看護従事者の腰痛予防と安全安心な移乗のために
使用する場面にあったリフトを利用しましょう。



詳しくは厚生労働省ホームページで

職場における腰痛予防の取組を！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>



人材確保等支援助成金

(介護福祉機器助成コース)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

